## 静岡県告示第218号

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第9項の規定に基づき、静岡県資源管理方針を次のように変更した ので、同条第6項の規定に基づき公表する。

令和6年3月22日

静岡県知事 川勝平太

改正後

第1~第8 (略)

(略)

(別紙1-6)

- 第1 特定水産資源 くろまぐろ(大型魚)
- 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量 の管理の手法等

改正前

- 1 静岡県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等のうちくろまぐろはえ縄漁業
  - (1) 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次の とおりとする。
    - ① 水域 中西部太平洋条約海域
    - ② 対象とする漁業 沿岸くろまぐろ漁業のうち、くろまぐろ はえ縄漁業 (<u>静岡海区漁業調整委員会指示</u> 第4-4号1(!)に掲げる漁業をいう。以下 同じ。)
    - ③ 漁獲可能期間12月1日から翌年3月31日まで
  - (2) 漁獲量の管理の手法等(略)
- 2 静岡県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等のうちくろまぐろひき縄釣漁業
  - (1) 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次の

第1~第8 (略)

(略)

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

- 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量 の管理の手法等
  - 1 静岡県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等のうちくろまぐろはえ縄漁業
    - (1) 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次の とおりとする。
      - ① 水域 中西部太平洋条約海域
      - ② 対象とする漁業 沿岸くろまぐろ漁業のうち、くろまぐろ はえ縄漁業 (海面においてはえ縄漁法 (幹 縄に多数の枝縄を付け、枝縄の先端に釣針 を結びつけた漁具を横に長く延ばして行う 漁法)によりくろまぐろをとることを目的 とする漁業であって、静岡海区漁業調整委 員会の承認を得たものをいう。以下同じ。)
      - ③ 漁獲可能期間4月1日から翌年3月31日まで
    - (2) 漁獲量の管理の手法等 (略)
  - 2 静岡県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等のう ちくろまぐろひき縄釣漁業
    - (1) 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次の

とおりとする。

- ① 水域 中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業 沿岸くろまぐろ漁業のうち、くろまぐろ ひき縄釣漁業 (<u>静岡海区漁業調整委員会指</u> <u>示第4-4号1(2)に掲げる漁業をいう</u>。以 下同じ。)
- ③ 漁獲可能期間11月1日から翌年3月31日まで

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附則

この告示は、公示の日から施行する。

とおりとする。

- ① 水域 中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業のうち、くろまぐろ ひき縄釣漁業 (海面においてひき縄釣漁法 (釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によっ てひきまわして行う漁法)によりくろまぐ ろをとることを目的とする漁業であって、 静岡海区漁業調整委員会の承認を得たもの をいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間11月1日から翌年3月31日まで

(略)